

国土交通省、地方航空局及び空港事務所の連絡先等一覧

※許可・承認申請書の提出先は、以下をご参照下さい。

※無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領(カテゴリーII飛行)(平成27年11月17日制定 国空航第684号、国空機第923号)2-1(1)cにおける緊急を要する場合の夜間等の執務時間外における申請については、提出先官署右欄に記載のある連絡先にご連絡ください。

※航空法第132条の85第1項第2号及び同法第132条の86(カテゴリーII及びIII飛行)

- ・人又は家屋の密集している地域(DID地区)の上空を飛行させる場合
- ・次の飛行を行う場合(夜間飛行、目視外飛行、人又は物件から30m以上の距離が確保できない飛行、催し場所上空の飛行、危険物の輸送、物件投下)

※航空法第132条の85第1項第1号(カテゴリーII及びIII飛行)

- ・空港等の制限表面高さを超えて飛行させる場合
- ・地表または水面から150m以上の高さの空域を飛行させる場合

官 署	住所・連絡先	(適用条項)提出先の管轄区域	執務時間	執務時間外の連絡先
東京航空局	〒102-0074 東京都千代田区九段南1-1-15 九段第二合同庁舎 東京航空局 保安部 運航課 ☎:03-6685-8005 e-mail: cab-emujin-daihyo@mlit.go.jp	(航空法第132条の85第1項第2号及び同法第132条の86) (カテゴリーII飛行に限る) ※東日本 北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県	平日 09:00~17:00	東京空港事務所
大阪航空局	〒540-8559 大阪府大阪市中央区大手前3-1-41 大手前合同庁舎 大阪航空局 保安部 運航課 ☎:06-6937-2779 e-mail: cab-wmujin-daihyo@mlit.go.jp	(航空法第132条の85第1項第2号及び同法第132条の86) (カテゴリーII飛行に限る) ※西日本 富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	平日 09:00~17:00	関西空港事務所
東京空港事務所 (24時間対応)	〒144-0041 東京都大田区羽田空港3-3-1 航空管制運航情報官 【平日・夜間・休日 共通】 ☎:050-3198-2865 e-mail: cab-hnd-kyoka@mlit.go.jp	(航空法第132条の85第1項第1号) (カテゴリーII飛行に限る) ※東日本 北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県	24時間	
関西空港事務所 (24時間対応)	〒549-0011 大阪府泉南郡田尻町泉州空港中1 航空管制運航情報官 【平日9時~17時】 ☎:072-455-1330 e-mail: cab-kixjouhou@mlit.go.jp 【夜間・休日】 ☎:050-3198-2870 e-mail: cab-kixinfo@mlit.go.jp	(航空法第132条の85第1項第1号) (カテゴリーII飛行に限る) ※西日本 富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	24時間	
国土交通省	〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 航空局 安全部 無人航空機安全課 ☎:03-5253-8111(内線)48675.48687 e-mail: hqt-jcab.mujin@ki.mlit.go.jp	(航空法第132条の85及び同法第132条の86) (カテゴリーII及びIII飛行) 公海上 (カテゴリーIII飛行) 日本全国及び公海上	平日 09:00~17:00	東京空港事務所若しくは関西空港事務所